

社外取締役 メッセージ



透明性・客観性が確保された ガバナンス体制を維持し、 経営全体の実効性を評価

社外取締役 茶村 俊一

2024年度から私が指名・報酬委員会の委員長を務めることになりました。委員の過半数は社外取締役であり、透明性・客観性が十分に確保された体制であると認識しています。取締役会も半数は社外取締役であり、外部視点が経営に取り入れられていると感じています。

実効性については、取締役会だけでなく、経営会議をはじめとする連携協議体も対象に、法令や定款に沿って運営されているかどうか、コーポレートガバナンス・コードに適切に対応できているかどうかという2つの観点でモニタリング、評価しています。

現在、スズケングループは大きな変革期にあります。取り組みの推進にあたっては、現場の理解を深めることと、事業ポートフォリオ改革や設備投資の可否を見極めるルールの明確化を進めてもらいたいと考えています。



法令遵守の徹底によって 社会からの期待に応え続ける 企業体の実現に貢献

社外取締役 中垣 英明

スズケングループが担う医薬品卸の機能は、品質、有効性および安全性を確保した医薬品などを医療機関や保険薬局を通して国民、患者に安定的に届けるという、我が国の医療提供体制において重要な役割を果たしています。そして、国民の生命に直接関連する医薬品を取り扱う上では高い倫理性が求められます。この役割を果たすためには、ステークホルダーからの信頼が不可欠であり、社員一人一人が薬機法や独占禁止法といった関連法規の遵守をはじめとするコンプライアンス意識を高め、実際の業務に取り組むことが重要だと考えています。

私は薬事行政の分野では、医薬品などの許認可や安全対策、薬局および薬剤師に関する事業や制度改正に取り組みました。これらの経験を踏まえ、社外取締役として必要なことを提言していきます。



監査等委員長として、 グループ全体の事業体制、 人材・資源の適正性を検討

社外取締役(監査等委員) 小笠原 剛

私は社外取締役就任から2年を経て、2024年6月に監査等委員長となりました。社内の監査等委員や内部監査室とも連携し、事業体制や人材・資源が適正かどうかを評価する役割を果たしていきます。スズケン単体やコア事業である医薬品卸売事業だけでなく、さまざまな事業を展開するグループ全体としての適正性など幅広く検討していきたいと考えています。

中期経営計画の推進にあたって、DXの推進に伴う協業が増えています。今後も協業の拡大が予想されることから、法的リスクへの対策の重要性が高まっています。全体を俯瞰して議論するために、協業の目的や進捗を整理し、定期的に報告してもらうよう要請しています。その他の戦略についても、施策に伴うリスクとその対応も合わせた説明がなされることで、社内で十分に議論されているかどうかを含めて監視・監督していきます。



新たな挑戦を勧める企業風土 を最大限に生かすため、 グループガバナンスの強化を

社外取締役(監査等委員) 近藤 敏通

監査等委員として経営に関わり始めて1年が経過しました。この1年間、さまざまな場面で、新たな挑戦を推奨するスズケングループの企業風土が印象に残りました。DX人材や次世代リーダーの育成プログラムに取り組む姿から、中期経営計画の目標達成に向けて、現場の社員も強い意志を持っていると感じています。

一方で、会計士・税理士の立場から見ると、今後の事業拡大のためにグループ再編も想定される中、税務上のリスクが高まるため、注視しています。また、数多くのグループ会社を抱えているため、グループ各社のコンプライアンス・リスクマネジメント意識の格差の発生に注意が必要です。

新たな挑戦に期待するとともに、企業活動の前提として一人一人の意識向上とグループガバナンスを強化することを注視していきます。



幅広い業界に関わり培った 客観的な視点と弁護士としての 専門性を生かす

社外取締役(監査等委員) 清水 綾子

私はこれまでにマスコミ、化学、情報通信といった幅広い企業と関わり、社外役員も務めてきました。さまざまな業界を見てきたからこそその客観的な視点と、弁護士としての経験を生かした提言をしていきます。

スズケングループに90年以上受け継がれる“創業のこころ”があることは大きな強みだと感じています。社会インフラとしての機能を維持するために、収益力を高め、社会が求める製品・サービスを提供するという目指す姿の実現に向けた変革の中にあることを常に念頭におき、議論に参画するつもりです。

人材育成については、女性管理職比率の向上に期待しています。年齢や性別関係なく、やる気のある社員が活躍でき、社員全員が経営に関わっているという意識を醸成できる職場づくりに貢献していきます。

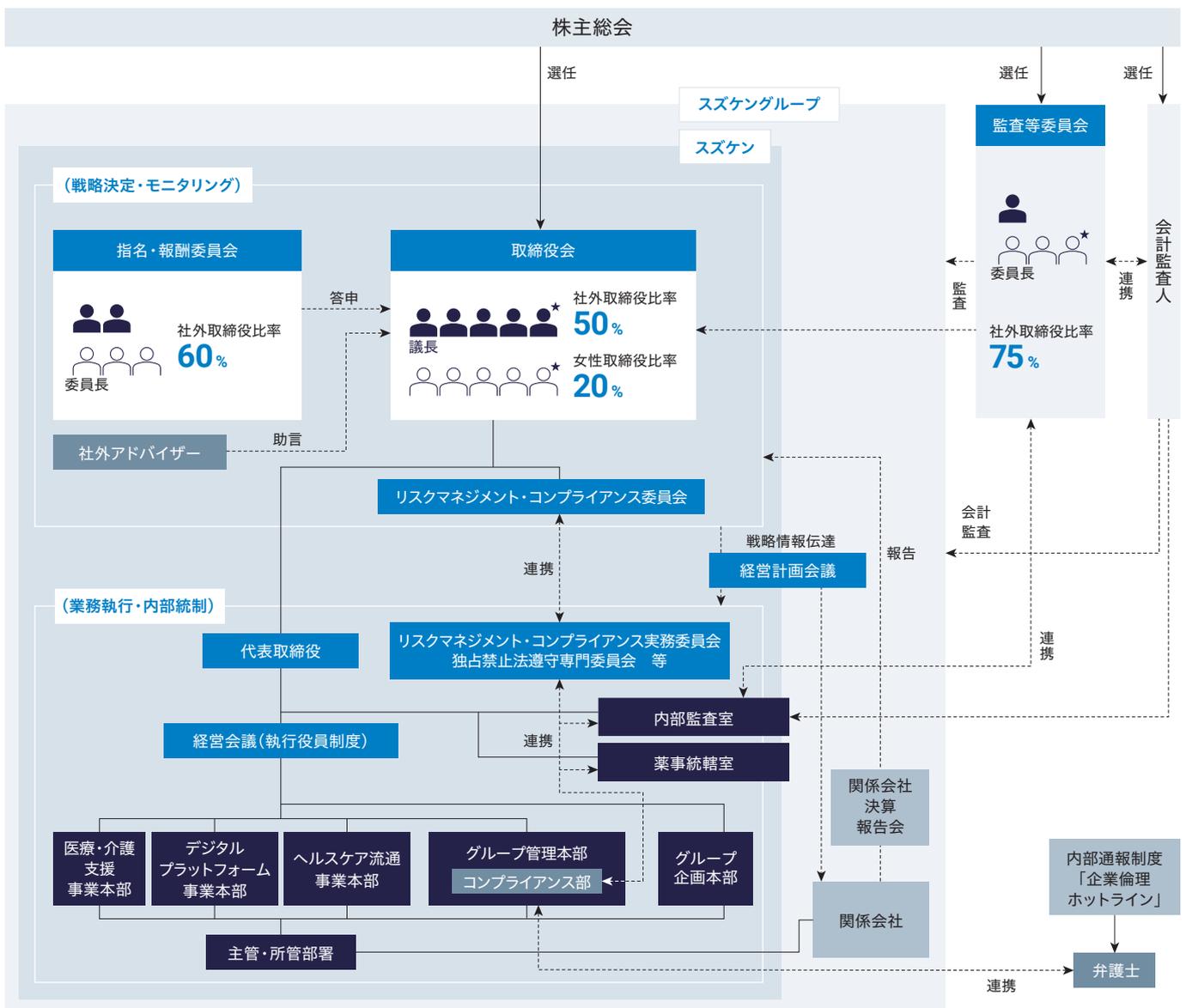
コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

スズケングループは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要なテーマと位置付け、「マネジメント体制の強化」「リスク管理体制の強化」「ディスクロージャーおよびアカウンタビリティの充実」を基軸とした取り組みにより、当社グループに対するステークホルダーからの信頼を高め、継続的かつ健全な発展を図っていきます。

ガバナンス全体概要図(2024年6月25日時点)

社内
 社外
 女性



コーポレート・ガバナンス体制

マネジメント体制の強化

スズケン は、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としています。これまでに役員退職慰労金制度の廃止、取締役の定員枠の縮小を行い、業績や貢献度に連動した役員報酬制度を導入しています。また、取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を目指すことを目的として、2021年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。

当社子会社の管理体制に関しては、「当社からの取締役もしくは監査役の派遣」「関係会社管理規程に準拠した当社への報告・決裁承認体制」「当社の監査等委員会、内部監査室および会計監査人による子会社各社の定期監査の実施」などにより、子会社の役員および従業員の職務執行状況の監督・監査を行っています。また、子会社各社の特質などを踏まえ、適切な内部統制システムの整備・指導をしています。

また、グループガバナンスの強化に向けて、執行部門や監督部門が各々の役割を果たし綿密に連携する体制を構築し、グループ一体による経営を実践します。

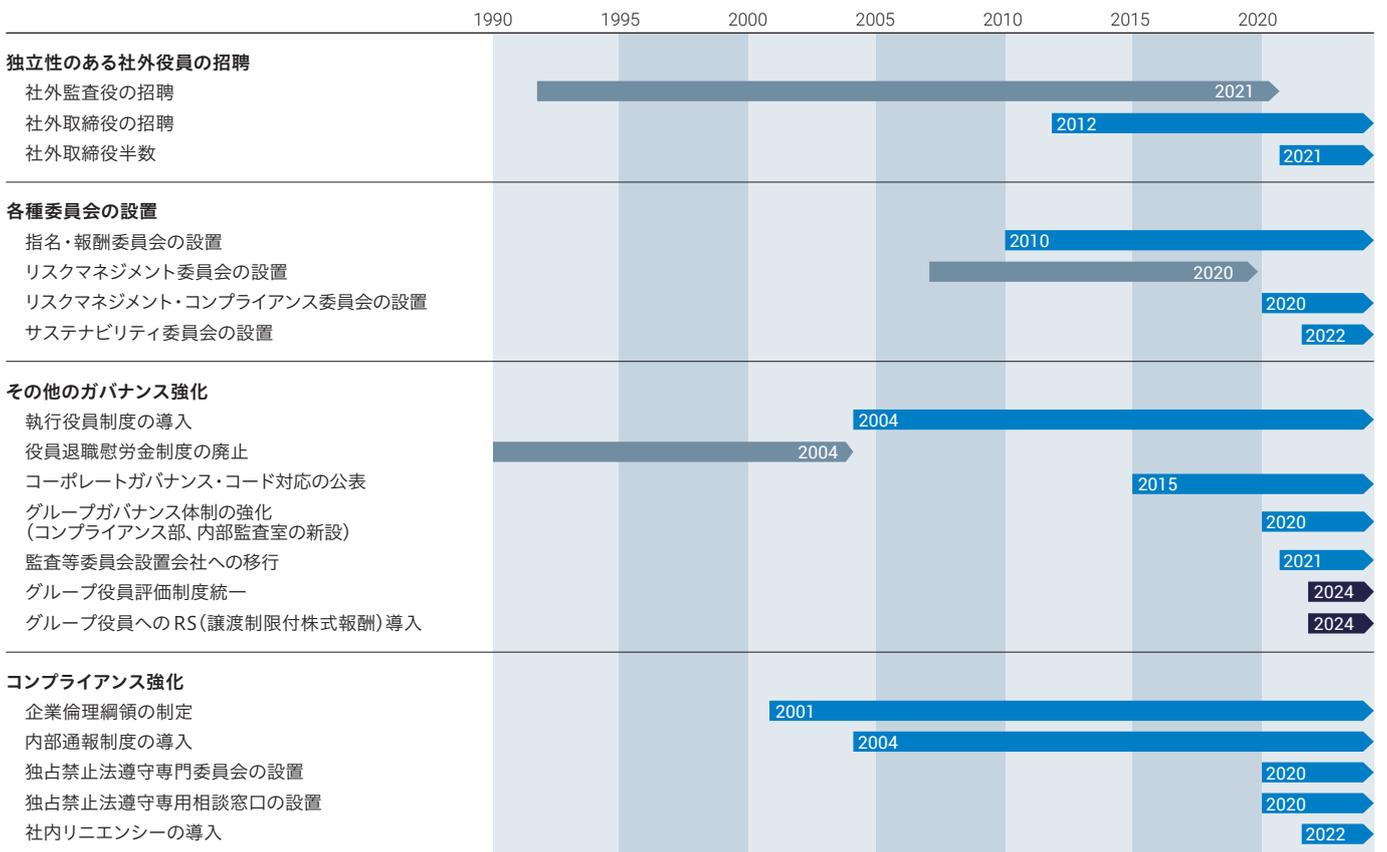
取締役会

取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」ならびにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行の状況を監督します。

取締役会では法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性などを相互に監督・監視しています。

取締役会での意思決定の妥当性および職務執行の適法性・適正性の確保については、監査等委員4名(うち、社外取締役3名)が常時取締役会に出席、意見表明を行い、多面的に監督・監視を行います。

コーポレート・ガバナンス強化の変遷



コーポレート・ガバナンス

監査等委員会

監査等委員会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催します。各監査等委員は監査等委員会の定めた監査等委員会監査基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員および内部監査部門などからの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類などの閲覧により、本社、主要な事業所および子会社において、業務および財産の状況、法令などの遵守体制、リスク管理体制などの内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行い、必要に応じて子会社から報告を受けます。

また、監査等委員として、それぞれが法律、会計の専門家および企業経営経験者である社外取締役3名、営業部門の業務に長年携わり、当社事業に対する豊富な知識・経験を持つ社内取締役1名を選任し、モニタリング機能の充実に努めます。

指名・報酬委員会

取締役、執行役員、参事および理事の指名・報酬に関しては、取締役会にて選任された代表取締役1名、社内取締役1名、社外取締役3名の計5名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、審議しています。委員の過半数は社外取締役で構成されており、

その透明性・客観性を確保しています。また、当該委員長は、当該委員の中より取締役会が選任しています。

なお、当該委員会は、法令に基づく委員会ではありません。

内部監査

内部監査は、社長直轄の内部監査室が担当しています。内部監査規程に基づき、当社の事業所および子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかを監査しています。

内部監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長から承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して監査を実施します。監査終了後は社長に「監査報告書」を提出し、改善が必要な場合は被監査部門に対し「改善指示書」にて改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況を「監査改善状況報告書」にて報告させています。

取締役会の多様性

取締役会メンバーは、性別・年齢などにかかわらず、当社の事業に対し豊富な知識・経験を持つ取締役や高度な専門知識・見識を有した社外取締役により、多様性と適正規模(定款に定める14名以内。内訳：取締役(監査等委員である取締役を

主なコーポレート・ガバナンス体制の構成および2023年度の活動実績

取締役会		
人数	10名	2023年度 開催回数：17回 出席率：社内100%、社外98%
議長	代表取締役社長	
委員構成	社内取締役5名、社外取締役5名	
監査等委員会		
人数	4名	2023年度 開催回数：15回 出席率：社内100%、社外100%
委員長	社外取締役	
委員構成	社内取締役1名、社外取締役3名	
指名・報酬委員会		
人数	5名	2023年度 開催回数：2回 出席率：社内100%、社外100%
委員長	社外取締役	
委員構成	社内取締役2名、社外取締役3名	

除く)9名以内、監査等委員である取締役5名以内)を両立させる形で構成され、多面的に意思決定および監督・監視を行っています。

役員報酬の内容

当社は2016年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬などにかかる決定方針を決議しています。

取締役の報酬の決定については、透明性、公正性、達成意欲を基本方針とし、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標と担当部門業績指標を用いた、総合的な業績評価を実施しています。客観性・透明性を確保するため、報酬金額は、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会にて決議しています。

報酬体系は、「固定報酬」と「業績連動報酬」の2区分を設けており、固定報酬のみで構成する社外取締役を除く全取締役で同一としています。報酬の比率は、業績連動報酬を高く設定し、業績結果を反映しています。固定報酬は定額とし、「代表権報酬」「取締役報酬」「執行役員報酬」の3種類で構成します。業績連動報酬は2種類で構成し、短期インセンティブの「単年度業績連動報酬」と中長期インセンティブの「譲渡制限付株式報酬」を設定しています。単年度業績連動報酬には、業績評価によって決定する「個別業績評価報酬」と、連結経常利益に一定率を乗じて決定する「経常利益連動報酬」の2種類があります。

報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考にしています。2023年度の取締役の報酬等の総額は下表のとおりです。

役員報酬体系

報酬項目		支給目的	支給対象者	支給内容	変動有無
固定報酬	代表権報酬	代表取締役としての役割・責任に対し支給	代表取締役	一律額	定額
	取締役報酬	取締役としての経営監督・意思決定役割に対し支給	全取締役	一律額	定額
	執行役員報酬	業務執行の役割に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	定額
業績連動報酬	個別業績評価報酬	業務執行の結果およびプロセスに対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	変動(個別業績評価結果)
	経常利益連動報酬	全社業績責任に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別一定割合	変動(連結経常利益額)
	譲渡制限付株式報酬	会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして支給	執行役員を兼務する取締役	一定割合	金銭報酬の一定割合

注) 社外取締役の「取締役報酬」は個別の額としています。

取締役の報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬 (基礎報酬)	業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	340 (22)	158 (22)	142 (-)	40 (-)	8 (2)
取締役 監査等委員 (うち社外取締役)	70 (32)	70 (32)	- (-)	- (-)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	411 (55)	228 (55)	142 (-)	40 (-)	13 (6)

コーポレート・ガバナンス

取締役会の実効性評価

2024年3月期の当社取締役会の実効性評価の結果は、以下のとおりです。

概要

当社取締役会は、指名・報酬委員会、経営会議、経営計画会議、関係会社決算報告会などの会議体(以下「連携会議体」といいます)との有機的連携を通じて、グループ全体のガバナンスを機能させています。

よって、当社では、「ガバナンス全体概要図」で関係性が示さ

れるこれら会議体と取締役会が有機的に連携しているか確認する中で、当社取締役会の実効性評価を実施します。

評価の主体および対象

当社取締役会の実効性評価は、中立性および独立性を担保するため、独立社外取締役5名が主体となり、経営管理部を事務局として実施します。なお、当社取締役会の実効性評価は、取締役会自体の活動のみならず、連携会議体の活動についてもモニタリングの対象として実施します。

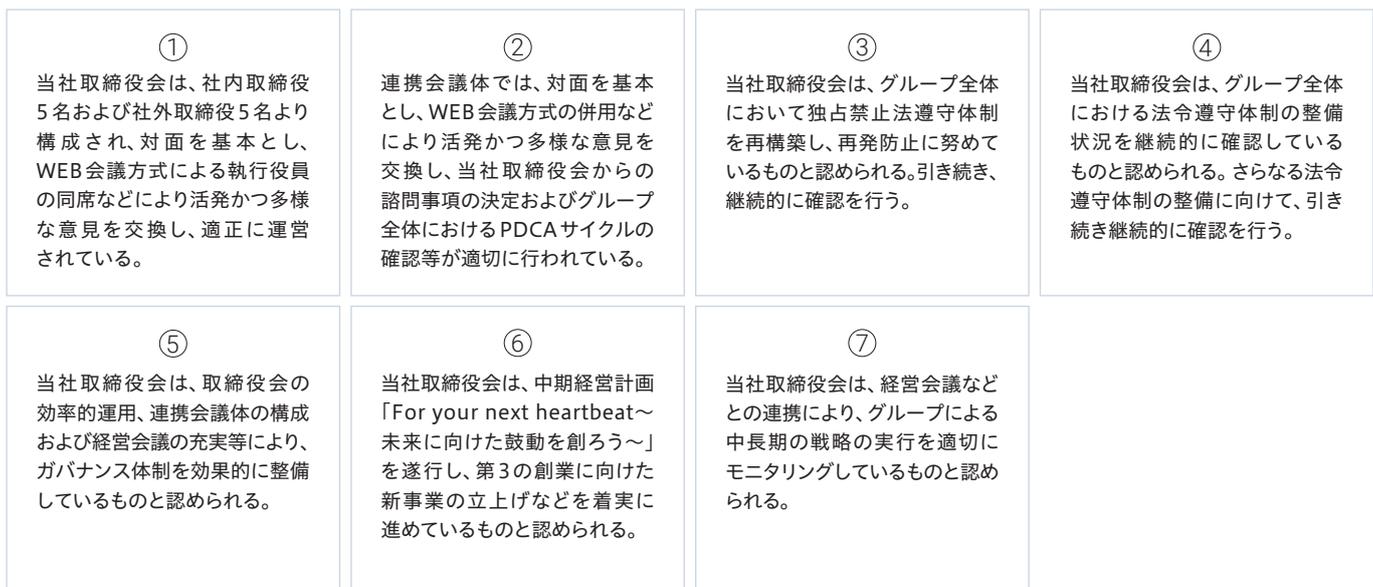
事業年度を通じて連携会議体に独立社外取締役が可能な

取締役会の実効性評価における重点確認項目と評価結果

2024年3月期の重点確認項目



2024年3月期の評価結果



2025年3月期の重点確認項目



限り出席し、出席できなかった独立社外取締役に対しては、議案資料・議事録の確認または出席した社外取締役からの情報の共有などにより、これら連携会議体との有機的連携の確認を踏まえ、当社取締役会が実効的に機能しているか、グループ全体でガバナンスが機能しているかをモニタリングします。

評価の取りまとめ

事業年度終了後、独立社外取締役は、各自がモニタリングした内容を報告して協議し、当該事業年度における当社取締役会の実効性評価の結果を取りまとめます。

なお、当該取りまとめの結果は、取締役会に協議事項として提出され、業務を執行する取締役との認識共有などが図られます。

このようにして取りまとめられた評価の結果は、取締役会および経営会議に提出され、これをすべての取締役および執行役員が共有し確認します。

取締役に対するトレーニングの方針

当社は、新任取締役にリスクやコンプライアンスに関する研修を行っています。また、その役割と責務を適切に果たすために必要な社外研修やe-ラーニングによる社内研修などを、必要に応じて適宜実施するものとしています。

社外取締役のサポート体制

社外取締役それぞれの職務執行の実効性をより高めるため、以下のサポート体制を整えています。

- ① 取締役会決議事項にかかる情報の提供に関しては、事前に資料を配布、必要に応じ主管部署からの事前説明を実施
- ② 当社の社内コミュニケーションシステムを通じて、取締役、執行役員、参事、理事および従業員と同様の情報を入手できる環境を整備
- ③ 適宜社内的重要会議への出席を要請

政策保有株式

当社は、取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、企業価値向上につながる企業の株式を政策保有株式の対象とすることを基本方針としており、取締役会が個別の政策保有株式について保有の適否を検証しています。企業

価値向上が期待できないと判断した企業の株式については、時期などを考慮し売却しています。政策保有株式の縮減方針は、2021年5月に策定・開示し、以降継続して縮減に取り組んできました。

現中期経営計画では2024年度末までに連結純資産の10%以下とする方針を掲げています。

2023年度は、8銘柄、約92億円の政策保有株式を縮減し、方針開示(2021年5月)以降、25銘柄(一部売却を含む)、総額約220億円の縮減を実施しています。なお、今後も上記方針に基づき、縮減に取り組んでいきます。

また、政策保有株式にかかる議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものか否か、また当該企業の株主共同の利益に資するものか否かなどを議案ごとに総合的に判断しています。

政策保有株式縮減の推移

■ 期末保有金額(百万円)

◇ 保有銘柄数(種)

○ 連結純資産比率(%)



注) 期末保有金額、連結純資産比率は保有銘柄の株価上昇に伴い増加

IRに関するコミュニケーション

IR担当役員を選任するとともに、コーポレートコミュニケーション部・経営企画部をIR担当部署としています。決算発表の早期化およびIR情報の充実を図るとともに、開示規則に基づくディスクロージャーのみならず、自主的で積極的なタイムリー・ディスクロージャーにより、透明性の向上に努めています。

サステナビリティマネジメント

基本的な考え方

スズケングループは、「すべての人々の笑顔あふれる豊かな生活に貢献し続ける」という経営理念の下、「健康創造」という事業領域において社会インフラとしての使命を果たすとともに、事業を通じて社会課題の解決に貢献する新たな価値を提供することで、グループの企業価値も向上すると考えています。価値創造にはバリューチェーンにおけるさまざまなステークホルダーとの協働が不可欠です。ステークホルダーとの信頼関係を育みながら、社会課題を解決する大きな価値を生み出し、持続的な成長を目指していきます。

サステナビリティ推進体制

2022年4月、グループ一体でサステナビリティ経営を推進していくために、社長直轄の「サステナビリティ委員会」を設置しました。サステナビリティ委員会は、企画部門の責任者を委員長とし、管理や各事業に関わるすべての本部長、グループ各社を管轄する主管部署長によって構成され、原則年1回以上開催することとしています。多様な事業を展開する当社グループが対応すべき社会課題や、事業を通じたサステナビリティ活動、これらを踏まえたESG重要課題(マテリアリティ)とその数値目標について検討し、進捗をモニタリングしています。

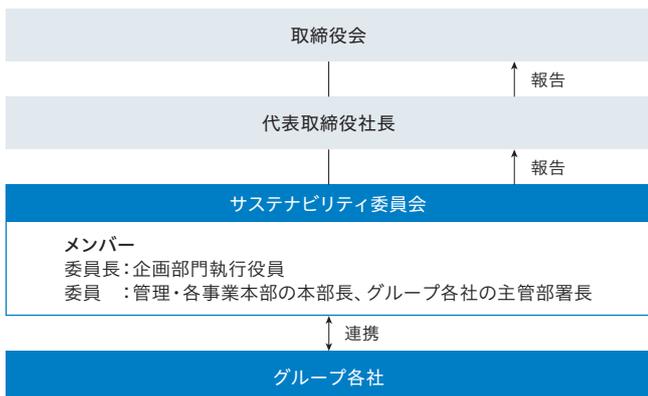
委員会の協議内容は取締役会に報告しています。また、取締役会では、当社グループにおけるサステナビリティ課題について意見交換を行い、グループ全体のサステナビリティ活動の実践を監督しています。

ESG重要課題(マテリアリティ)

サステナビリティ推進体制の下、当社グループのESGの取り組みを強化していくため、マテリアリティを設定しています。マテリアリティは、バリューチェーン全体を見渡し、事業活動に影響する情勢の変化や社会動向を踏まえ、「事業機会の拡大」と「リスクの低減」の観点から特定しています。

「健康創造事業体」を目指す当社グループにとって、顧客は医療機関や製薬企業だけではなく、患者さまやご家族も含めた地域社会全体へと広がっています。各分野の事業戦略も踏まえ、マテリアリティと、KPIおよび中長期的な数値目標を定期的に見直しています。数値目標には、CO₂排出量、女性管理職比率、男性育児休業取得率、コンプライアンス研修受講率を設定しています。

サステナビリティ推進体制



2023年度のサステナビリティ委員会の開催状況

開催回数	3回
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ経営における課題共有 ● ESG重要課題(マテリアリティ)の見直しとKPIおよび数値目標の検討 ● マテリアリティに関するKPIと数値目標・取り組みの進捗確認 ● 中期経営計画におけるグループ一体のサステナビリティ活動の方向性検討 ● TCFD提言に基づく情報開示への対応

ステークホルダーエンゲージメント

社会課題の解決に貢献する新たな価値を創出し、持続的な成長を目指すためには、バリューチェーンにおけるさまざまなステークホルダーとの協働が不可欠であると考え、コミュニケーションの充実を図っています。いただいたご意見などは、当社グループのサステナビリティ活動の推進に積極的に活用していきます。

ステークホルダーとのコミュニケーション



サプライチェーンマネジメント

サプライチェーン内の取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、2024年3月に「パートナーシップ構築宣言」を発表しました。

共存共栄に向けた取り組みの一つとして、製薬企業から医療機関、患者さままでの独自の「医療流通プラットフォーム」に、デジタル技術を組み込んだ「スマートロジスティクス」を推進し、需給調整による医薬品の偏在防止や廃棄ロスの削減に取り組んでいます。また、医薬品の適正流通(GDP)ガイドラインに準拠した品質管理、全国BCPネットワークの構築による災害時対応などによる、安心・安全かつ安定的な医薬品流通の維持に努めています。

環境保全への取り組み

日本政府が発表した2050年のカーボンニュートラル宣言に賛同し、医薬品流通全体の一層の効率化を図ることで、社会全体のCO₂排出量の削減につなげていきたいと考えています。

そのためには、CO₂排出量の削減などを通じた気候変動への影響の低減と、医薬品の安定供給の両立を図ることが重要です。そこで、省エネ車両への切り替えや電気使用量の削減に取り組むとともに、顧客ニーズに基づく最適な配送体制の構築や、在庫

管理の提案による頻回配送・急配回数の削減など、配送の効率化を図っています。加えて、スマートロジスティクスの取り組みを通じて、流通のリアルタイムでの可視化や最適化を実現することで、社会コストの低減と環境負荷の低減に貢献していきます。また、これらの取り組みや関連する指標については、TCFD提言に沿った開示を進めています。

人的資本経営の推進

人材は当社グループにおける重要な資本です。当社グループが目指す、患者さまのヘルスケアライフサイクルすべてに貢献する「健康創造事業体」の実現のためには、変化に対応する多様な発想を持った人材の育成が必要です。当社グループと協業企業の多様な人材が「One Team」で事業活動を通じた社会への貢献に取り組み、一人一人の成長と、その能力を最大限経営に生かす人的資本経営を進めています。

また、当社グループは、DXを経営戦略の重要な柱の一つと位置付けています。そこで、「スズケングループDX人材」の育成を人材戦略の中核的なテーマと位置付け、デジタルイノベーション※1とデジタルライゼーション※2の両面で力を発揮できる人材の育成に注力しています。

※1 デジタルイノベーション：業務プロセスを部分的・局所的にデジタル化すること。主に業務効率化の実現を目指すもの。

※2 デジタルライゼーション：特定の業務プロセス全体をデジタル化すること。新たな価値やビジネスモデルを生み出すことを目指すもの。

人権の尊重

当社は、企業倫理綱領を策定し、第一項目に「いきいきと働ける職場の形成」を掲げています。従業員一人一人が安全で安心できる職場環境と、社会貢献や自己の成長を実感することのできる働きがいのある職場をつくるため、社内規定の整備やホットラインの設置などの環境整備に取り組んでいます。また、当社に関わるお得意さまをはじめ、ビジネスパートナーや地域社会といったさまざまなステークホルダーの皆さまの人権を尊重しています。

SDGsへの貢献

当社グループが社会インフラとして提供する医薬品流通機能、地域社会に貢献する事業や機能は、SDGsの達成につながるものと考えています。当社グループの事業活動や「健康創造事業体」として生み出す新たな価値・サービスを通じて、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

コンプライアンス・リスクマネジメント

基本的な考え方

スズケングループは、「コンプライアンスは行動の最上位にある」を掲げ、従業員一人一人のコンプライアンス意識の醸成や継続的な向上に努めています。すべての従業員が、法令遵守はもとより、ステークホルダーの期待や要望に応える行動を実践することで、「事業の発展と社会の利益との調和」を図っています。また、会社の資産を保全することがすべてのステークホルダーの期待に応えることであると見え、実効性のあるリスク管理体制の構築・整備・運用に努めています。

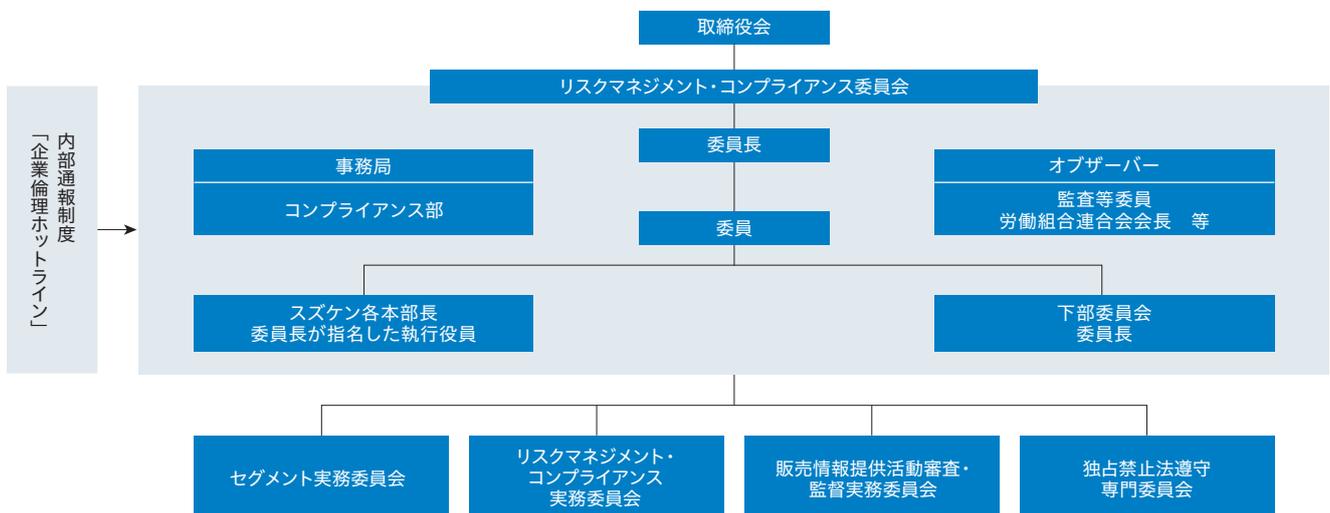
コンプライアンス・リスクマネジメント推進体制

コンプライアンス・リスクマネジメントを企業活動の基盤とし、グループ一体経営を実践しています。コンプライアンスについては、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、執行部門であるコンプライアンス部や監督部門である内部監査室が各々の役割を果たし、綿密に連携する3ラインディフェンスの体制を構築しています。重要な経営資源である情報の保全についても、「コンプライアンス部」を中心として厳格な情報管理体制を構築しています。リスクマネジメントについては、当社グループ全体の実効性あるリスク管理の推進のため、グループを取り巻く諸リスクを組織的・体系的・自律的に管理・対応する体制の強化に努めています。

組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジ

メント・コンプライアンス委員会」を取締役会の下部機構として設置しています。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の下部機構には、リスク管理を効果的、効率的に行うための「セグメント実務委員会」および「リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会」、グループ全体の販売情報提供活動の審査・監督機能をより有効的に行うための「販売情報提供活動審査・監督実務委員会」、ならびに独占禁止法に特化したリスク管理およびコンプライアンス推進施策を実施するための「独占禁止法遵守専門委員会」を設置し、継続的にモニタリングしています。これらの委員会に加え、内部通報制度「企業倫理ホットライン」も運用することで、当社および子会社の取締役、執行役員、参事、理事および従業員の職務執行の健全性を保持しています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図



また、当社は大地震などの災害時を想定した事業継続計画（BCP）の一環として、災害対策システムを整備するとともに、的確かつ迅速な対応が図れるよう定期訓練を実施しています。社会基盤の一翼を担う企業として、「必要な医薬品」を「必要な時」に「必要なところ」へお届けするために、医療機関などとの協力関係構築に努めるとともに、その責務を果たせるよう、継続的に実効性の高い体制構築に取り組んでいます。

企業倫理綱領の制定

当社では、従業員一人一人が主体的かつ自主的に実践すべき基本となる行動規範を明らかにするため、「スズケン企業倫理綱領」および「企業倫理綱領細則」を制定しています。

コンプライアンス研修の実施と従業員の宣誓

コンプライアンス浸透に向けた活動として、毎年度、当社および子会社の役員・執行役員・参事・理事・従業員を対象に、e-ラーニングなどによるコンプライアンス研修を行っています。研修後、「コンプライアンスが行動の最上位にあることを常に意識し、違反にあたる行為は一切しない」と一人一人が宣誓しています。マテリアリティのKPIにコンプライアンス研修受講率100%必須を掲げており、2023年度もこの目標を達成しました。また、コンプライアンスに関する職場ディスカッションも実施しています。

コンプライアンス研修の概要

主な研修テーマ

- 独占禁止法
- 医薬品の適正な販売情報提供活動
- 著作権法
- 情報セキュリティ
- 道路交通法
- ハラスメント防止
- 薬機法

受講率

100%

(当社および子会社の役員・執行役員・参事・理事・従業員)

内部通報制度の導入

法令などを誠実に遵守する体制を補完するものとして、内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置しています。法令・定款違反行為、その他当社グループのブランドを傷つける行為が行われた、または行われようとしていることを従業員などが

知ったときは「企業倫理ホットライン」へ通報することを義務付けています。当制度を運用することで、早期にリスクを察知し、速やかに是正措置を講じています。

内部通報件数の推移

2021年度	2022年度	2023年度
139件	117件	115件

独占禁止法遵守に向けた取り組み

当社は、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反容疑について、2021年6月に東京地方裁判所から同法違反による罰金支払いの判決を受け、また、2022年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

さらに、当社の子会社である株式会社翔薬は、独立行政法人国立病院機構（NHO）の入札に関する独占禁止法違反について、2023年3月に公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

当社としましては、翔薬とともに、このたびの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、グループをあげて再発防止に向けたコンプライアンス遵守徹底に取り組み、二度とこのような事態を起こさないことで、信頼の回復に尽力していきます。

再発防止策等の取り組み

①コンプライアンス遵守の徹底

- 同業他社との接触ルールの厳格化
- 独占禁止法の正しい理解の徹底
- 自己宣誓書の取得

②コンプライアンス遵守の徹底に向けた組織変更

- 「コンプライアンス部」「内部監査室」の設置
- 薬事・内部統制・監査担当役員の設置
- 「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の設置
- 「独占禁止法遵守専門委員会」の設置

③独占禁止法遵守専用相談窓口の設置

④社内リエンシーの導入

⑤独占禁止法遵守等のコンプライアンス研修の実施

コンプライアンス・リスクマネジメント

腐敗防止への取り組み

企業倫理綱領細則において、「公平・公正かつ透明な取引と対等な関係づくり」と「関連法規の遵守」を行動規範として定め、贈収賄・不正行為防止に取り組んでいます。また、役員・執行役員・参事・理事・従業員へのコンプライアンス浸透に向けたコンプライアンス研修を行うとともに、海外における贈収賄防止法に関する学習を定期的に行っています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・体制

当社は、「企業は社会の公器であること」の認識および「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨みます。

重要な行動指針である「企業倫理綱領」と「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求などに対する姿勢と具体的対策を明文化し、すべての役員、執行役員、参事、理事および従業員に企業倫理綱領ハンドブックを配布し、周知徹底に努めています。

また、外部専門機関などとの緊密な連携体制を整え、子会社のリスク管理責任者を含め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、外部専門機関などから入手した反社会的勢力に関する情報を共有し、注意喚起を図ります。

反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不正な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施と外部専門機関などからの素早い情報収集に努めます。

情報セキュリティの強化

企業活動において、収集・蓄積・伝達・提供される情報は極めて重要な資産です。当社グループでは情報資産を適切に保護し、リスクに対応するため、「情報セキュリティポリシー」を定めています。情報システムおよびネットワークの適切な運用管理、開発、利用に関する情報セキュリティ対策を体系的に定めるとともに、定期的な教育によって社員の意識向上に努めています。

情報セキュリティ組織は、コンプライアンス部を中心に、取締役会、情報セキュリティ責任者、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会などから構成され、情報資産を誤用または悪用から保護するとともに、損失を最小限にするため、サイバー

セキュリティを含む情報セキュリティの強化を図っています。

デジタル化やAIの進展によって情報セキュリティへのリスクが高まる中、これらに対応した新たなビジネスモデル構築を進めています。そのために、時代の変化に応じて「情報セキュリティポリシー」の見直しや体制強化を図り、グループ全体のセキュリティレベルの向上に取り組んでいます。

安心かつ安定的な医薬品流通への取り組み

当社グループの高品質かつ安定した医薬品流通機能は、自然災害・パンデミックの発生や医薬品廃棄ロスの削減といった社会課題にも対応する、社会インフラの使命を果たす機能であるとと考えています。

品質面においては、薬事関連法令や医薬品情報提供に関して管理・監督を行う社長直轄組織の「薬事統轄室」を設置し、支店などの管理薬剤師を中心に医薬品医療機器等法、販売情報提供活動ガイドラインなどの遵守に取り組むとともに、GDPガイドライン対応などの品質向上、グループ会社との連携によるコンプライアンス体制強化を図っています。

トータル・トレーサビリティによる品質管理

医薬品卸売事業においては、トレーサビリティシステムにより、すべての医薬品の流通経路を明確化し、厳格な品質管理の下、必要な時に必要な医薬品を確実にお届けするネットワークを構築しています。2017年からはキュービックスシステムの展開により、高額で厳格な温度管理が必要なスペシャリティ医薬品のトレーサビリティを実現しています。

グローバル基準の品質管理

物流事業を担う株式会社エス・ディ・ロジでは、2008年に「ISO9001」の認証を取得し、メーカー物流においてGMP※1を考慮した品質管理を行ってきました。その後、「2015年版」を取得し、グローバル基準であるPIC/S※2 GDP※3に準拠した品質管理を実現しています。現在は、これまでに培ったノウハウを卸物流センターと事業所に展開し、一貫通貫の品質管理の強化に取り組んでいます。

- ※1 GMP (Good Manufacturing Practice) : 医薬品の製造における製造管理と品質管理基準
- ※2 PIC/S (医薬品査察協定および医薬品査察協同スキーム) : 各国政府や査察機関の間のGMPとGDPにおける二つの協力機関の統合呼称
- ※3 GDP (Good Distribution Practice) : 医薬品の輸配送・保管過程における品質管理基準



施設開口部と車両の隙間からの外気侵入を防ぐドックシェルター

「ISO9001:2015」の認証範囲

- エス・ディ・ロジ 信頼性保証室
- メーカー物流部 東日本ブロック
古河物流センター、杉戸物流センター、東日本物流センター、筑波物流センター
- メーカー物流部 西日本ブロック
神戸物流センター、尼崎物流センター、西日本物流センター、六甲物流センター
- ロジスティクス推進部 東北ブロック
宮城物流センター
- ロジスティクス推進部 近畿圏ブロック
大阪事業所
- 中央運輸 本社、岩槻営業所

GDPに対応する人材の育成

製薬企業が求めるオペレーションを確実に実行できるよう人材育成にも注力しています。業界に先駆けてメーカー物流

受託を開始したことで蓄積してきた、豊富な経験とノウハウを持つ人材こそがスペシャリティ医薬品流通における当社グループの最大の強みであるといえます。

また、ロジスティクス機能を担うエス・ディ・ロジにて、社内資格である「GDPスペシャリスト」を育成、各都道府県に配置し、GDP基準に準拠した庫内業務や配送業務の運用・管理、教育、監査を行うなど、人とシステムの融合による GDP 対応を強化していきます。

全国BCPネットワークの構築

メーカー物流と卸物流の連携による、東名阪を基盤とした強靱な物流ネットワークを構築し、自然災害などの発生時には、行政や製薬企業と連携して災害拠点病院などの医療機関に必要とされる医薬品を速やかに届けます。



千葉物流センターでの離着陸訓練



宮城物流センターの自家発電設備



中央運輸の自家給油スタンド

強靱な全国BCPネットワーク



主なBCP対策設備

自家発電設備の設置

- 72時間連続稼働の設備：宮城、首都圏、千葉、戸田、名南、阪神の各物流センター
- 上記以外の物流拠点にも自家発電設備・小型発電機を設置

軽油・ガソリンの備蓄

- 中央運輸：東日本エリアの共同配送を約1週間まかなえる量を備蓄

衛星電話・優先電話の設置

- 衛星電話：主要拠点と物流センターに設置
- 優先電話：全支店に設置

従業員の安否確認システム

- グループ会社の全社員の安否をメールで確認するシステムを導入

取締役

取締役



名前	浅野 茂	宮田 浩美	田中 博文	高橋 智恵
役職	代表取締役社長執行役員	取締役会長執行役員	取締役専務執行役員	取締役上席執行役員
当社入社	1990年4月	1984年4月	1985年4月	2000年4月
主な略歴	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員 ● 常務執行役員 ● 専務執行役員 ● 取締役専務執行役員 ● 取締役副社長執行役員 ● 代表取締役副社長執行役員 ● 代表取締役社長執行役員(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員 ● 常務執行役員 ● 専務執行役員 ● 取締役専務執行役員 ● 取締役副社長執行役員 ● 代表取締役社長執行役員 ● 代表取締役会長執行役員 ● 取締役会長執行役員(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員 ● 常務執行役員 ● 取締役常務執行役員 ● 取締役専務執行役員(現任) ● ヘルスケア流通事業本部長(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員 ● 取締役執行役員 ● 取締役上席執行役員(現任) ● 医療・介護支援事業本部長(現任)
在任期間※3	9年	12年	2年	4年
所有株式数	26,961株	40,150株	15,351株	9,211株
取締役会出席状況(2023年度)	17/17回	17/17回	14/14回※1	17/17回

所属委員会

監査等委員会				
指名・報酬委員会	○	○		

保有する経験・スキル

企業経営	○	○		
営業・マーケティング		○	○	
ロジスティクス・SCM	○	○	○	
財務・会計	○			
法務・リスク管理・コンプライアンス				○
事業開発	○	○		○
行政経験				
他企業経営経験(国際経験含む)				

※1 田中博文、近藤敏通の2名は、2023年6月27日開催の株主総会において選任されたため、同日以後に開催された取締役会における出席状況を記載しています。
 ※2 田村富志は、2023年6月27日開催の株主総会の終結をもって取締役を任期満了により退任し、取締役監査等委員に就任しています。
 ※3 在任期間は、2023年度終了時点までの当社役員(取締役、監査等委員である取締役)としての累計在任期間を記載しています。

監査等委員

					
茶村 俊一	中垣 英明	田村 富志	小笠原 剛	近藤 敏通	清水 綾子
社外取締役	社外取締役	取締役(監査等委員) ^{※2}	社外取締役(監査等委員)	社外取締役(監査等委員)	社外取締役(監査等委員)
—	—	1984年4月	—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社松坂屋ホールディングス(現J.フロントリテイリング株式会社)代表取締役社長 ● 同社代表取締役会長 ● 中部日本放送株式会社社外取締役(現任) ● J.フロントリテイリング株式会社 特別顧問(現任) ● 当社取締役(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房健康・医療戦略室次長 ● 厚生労働省医薬・生活衛生局長 ● 国立大学法人東京医科歯科大学特任教授 ● 国立大学法人東京医科歯科大学参与(現任) ● 当社取締役(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員 ● 常務執行役員 ● 取締役常務執行役員 ● 取締役専務執行役員 ● 取締役(監査等委員)(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)執行役員 ● 同社常務取締役 ● 同社専務取締役 ● 同社代表取締役副頭取 中部駐在 ● 同社常任顧問 ● 株式会社御園座 代表取締役会長(現任) ● 株式会社三菱UFJ銀行 顧問(現任) ● タキヒヨー株式会社 社外取締役(現任) ● 株式会社ウッドフレンズ 社外取締役(現任) ● 当社取締役(監査等委員)(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公認会計士、税理士 ● 監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ) ● 近藤敏通会計事務所(現 税理士法人大番頭) 設立(現在) ● 当社取締役(監査等委員)(現任) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士 ● シンクレイヤ株式会社 社外監査役 ● 愛知県弁護士会副会長 ● 中部弁護士会連合会理事 ● 石原総合法律事務所(現在) ● 名古屋市情報公開審査会委員(現任) ● 名古屋テレビ放送株式会社オンブズ6委員(現任) ● アイカ工業株式会社 社外取締役(現任) ● シンクレイヤ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) ● 当社取締役(監査等委員)(現任)
3年	新規	8年	3年	1年	新規
なし	なし	17,966株	なし	なし	なし
17/17回	—	17/17回	16/17回	14/14回 ^{※1}	—

		○	○(委員長)	○	○
○(委員長)			○	○	

○		○			
		○			
			○	○	
		○	○		○
	○				
○			○		